

SDG s 未来都市普及啓発媒体制作業務委託
優先交渉権者審査要領

1. 目的

本要領は、「SDG s 未来都市普及啓発媒体制作業務委託」における優先交渉権者の選考について必要な事項を定めるものとする。

2. 評価方法

- (1) 本要領に基づいてプロポーザルヒアリングを行う。
- (2) 妙高市SDG s 未来都市普及啓発媒体制作業務委託プロポーザル選考委員会（以下「委員会」という。）において、プレゼンテーション及びヒアリングを経て、審議をし、本要領に基づき採点を行う。
- (3) 評価点は評価項目の小計毎に算出した各委員の評価点平均値とする。なお、評価点の算出にあたっては、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。
- (4) 評価点の合計が最高得点であった者を、優先交渉権者とする。
- (5) 評価点の合計が最高得点であった者が2者以上ある場合、1位の者の特定方法については、以下のとおりとする。
 - ア 最高得点を取得した2者の中から、別紙4 SDG s 未来都市普及啓発媒体制作業務委託企画提案書作成要領 「2. 企画提案書の内容について（1）企画提案書の内容 - ウ メディアミックスでのプロポーション方法の考え方」の配点が高い者を優先交渉権者として決定する。
 - イ 「ア」で1位となった者が複数存在する場合は、「ア」で1位となった者の中から、見積価格が安価な者を委託候補者として決定する。
 - ウ 「イ」が同額の場合は、くじ引きとする。
- (6) 選考に当たり、最低基準（採点合計が配点合計の6割）を設ける。
- (7) 提案者が1者のみの場合であっても評価を実施し、評価の結果において基準点を満たすときは当該提案者を優先交渉権者とする。また、基準点に満たない場合、または提案者がいない場合には、再度公募を実施する。
- (8) 評価点は、下記のとおりとする。

	評価配点	審査方法
審査	200点	プレゼンテーションにより委員会が審査する
合計	200点	

3. プロポーザルヒアリングの配点及び評価基準

審査内容及び配点基準の詳細は以下のとおりとする。

(1) 配点

	評価の着目点	配点
ア	取り組み意欲の高さや積極性	30.0
イ	業務内容、業務の背景や課題等理解度	30.0
ウ	的確性	40.0
エ	独創性	40.0
オ	実現性	40.0
カ	質疑に対する応答の的確性	20.0
合計		200.0

(2) 評価基準

プレゼンテーションは、下表により5段階で評価し、配点する

評価基準		配点				
		極めて 優れている	優れて いる	普通	劣って いる	極めて 劣っている
ア	取り組み意欲の高さや積極性	30.0	24.0	18.0	12.0	6.0
イ	業務内容、業務の背景や課題等理解度	30.0	24.0	18.0	12.0	6.0
ウ	的確性 業務目的が正しく理解され、的確な提案がなされているか	40.0	32.0	24.0	16.0	8.0
エ	独創性 独創的な提案がなされているか	40.0	32.0	24.0	16.0	8.0
オ	実現性 提案が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか	40.0	32.0	24.0	16.0	8.0
カ	質疑に対する応答の的確性	20.0	16.0	12.0	8.0	4.0